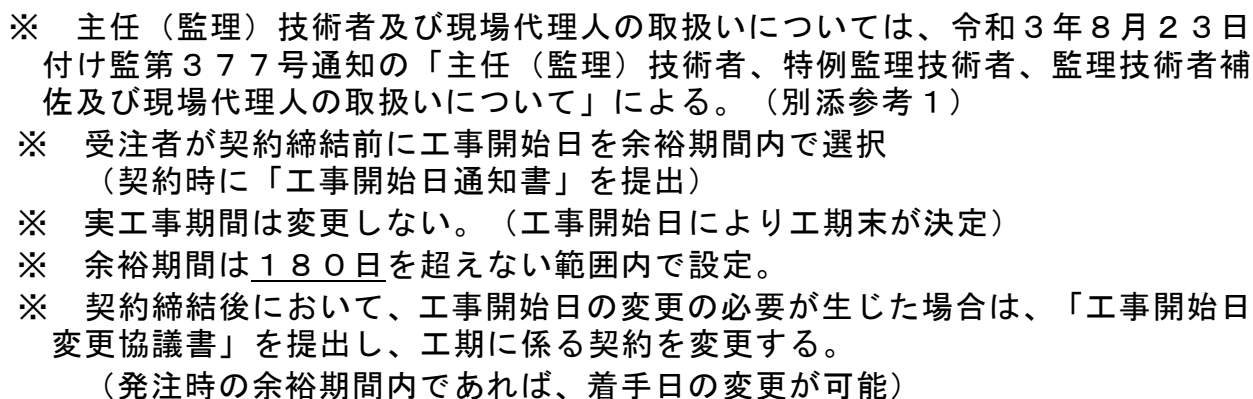


◇工期の具体的な考え方



(1) 工事開始日通知書の提出先、提出時期について

契約関係書類、工事開始日通知書の提出
(5日以内)

契約締結

工事開始日変更協議書の提出
(契約後に工事始期の変更を行う場合)

工期末

契約書に記載する工期は契約日の翌日から、「工事開始日通知書」に記載の「工事の終期」までとする。なお、工期末が土日、祝日等である場合は、翌開庁日を工期末に設定する。

(3) 契約保証について

履行保証契約等において、確認する履行保証期間等は(2)により、設定した工期のすべてを含む期間とする。

